

孝標女の子供達の出生時期をめぐつて

—更級日記試論—

安藤重和

一

更級日記の作者である菅原孝標女が夫橘俊通との間に複数の子供をもうけていることは、更級日記の中で我が子を「ちごども」「をさなき人々」等と表現している事から明らかであり、この点は從来から指摘され続けて来たことでもあるのだが、では、作者の子供達は一体いつ生まれたのかという点になると、從来、あまり解明されないまま不明確な部分が多く残されて來たようと思う。それは、この点を解説する為の資料があまりにも少なすぎることに原因するのだが、それでも資料は皆無ではないので、以下、私なりにこの点を少しだりとも解説すべく、努力してみたいと思う。

二

先ず、作者が最初に我が子に言及している箇所に注目しよう。今は、昔のよしなし心もくやしかりけりとのみ思ひしりはて、親のものへゐてまゐりなどせでやみにしも、もどかし

く思ひ出でらるれば、今はひとへに、豊かなるいきほひになりて、ふたばの人をも、思ふさまにかしづきおほしたて、わが身も、み倉の山に積み余るばかりにて、後の世までのことをも思はむと思ひはげみて、霜月の二十日あまり、石山にまゐる。

寛徳二年作者三十八歳の時の記事である。この段階で作者は既に子供を有している事が明らかであるが、今、「ふたばの人々」という表現がされていて、「ふたばの人ども」とも「ふたばの人々」とも書かれていないこととに注意したい。というのは、この後、彼女が我が子全体に言及する時には、必ず、明確に複数表現を用いているからである。つまり、翌年十月二十五日大嘗会の御禊の日に初瀬詣でを敢行する条では「ちごども」と言い、年次不明の第二回初瀬詣で記事に引き続いて記される述懐部分では「をさなき人々」と言い、天喜五年夫俊通の信濃守任官を語る部分の直前の述懐部分で又同じく「をさなき人々」と言っているわけで、これらは全て我が子が複数であることを明示した表現となつてゐる。これらの表現と比較する時、「ふたばの人」

という表現は、異質であり、恐らく単数表現と考えてよいのではないかと思われる。

ならば、作者三十八歳の年の「霜月の二十日あまり」頃の段階では単数であった作者の子供が、翌年「十月二十五日」頃の段階では既に複数となっているというわけになり、当然、この

間に第二子の出産があつたことになる。臨月間近の身体で、石山詣でを敢行することは不可能であろうから、作者三十八歳のうちでの第二子出産は考えられず、第二子出産は作者三十九歳の折即ち、永承元年の出来事と考えられそうである。出産後、二ヶ月も経過すれば、物詣では充分可能となるから、同年の「十月二十五日」からの初瀬詣では、彼女が第二子を八月頃までに出産していさえすれば、可能なことであつたはずである。

こう考えてみると、思い合わされることがある。「今は、昔のよしなし心もくやしかりけりとのみ、思ひしりはて、親のものへゐてまゐりなどせでやみにしも、もどかしく思ひ出でらるれば」とばかり、猛然と開始した物詣でにしては、寛徳二年「霜月二十日あまり」に石山寺で「三日」参籠したのみで、翌年「十月二十五日」開始の初瀬詣までの一年近くの間物詣でが中断してしまっているのが、少々不審に思われていたのだけれど、実はこの間に第二子妊娠出産のことがあり、物詣でに行きたくても行きにくい事情が存在していたとすれば、納得されるわけである。

三

では、第一子はいつ頃生まれているのであろうか。

天喜五年八月二十七日に俊通が信濃守として任国へ下向する条に、

二十七日にくだるに、をとこなるは添ひて下る云々

の記述があるが、定家本で「をとこなるは」の部分にこれを「仲俊」のこととする傍注が施されている。この注を受けて、犬養廉・堀内秀晃・秋山慶の各氏は、この「仲俊」の年令を、天喜五年現在において、「十六・七歳」である、と注記しておられる。

ならば、仲俊の誕生は、長久二年か長久三年のことであることになるが、しかし、今、その男子たるか女子たるかを問わぬとしても、一体、作者の子が長久二年か長久三年かに生まれている可能性があるのであろうか。この点を、先ず検討してみたく思う。

作者と俊通との結婚は、日記の長久元年条に、「親たちもいと心得ず、ほどもなく籠めすゑつ」とある記述によつて暗示されているとする石川徹氏の御説に疑義をはさむ余地はなく、従いたいが、この「ほどもなく」というのが、前年の「十月」以降に開始した祐子内親王家への出仕の後「ほどもなく」の意であること、又、結婚前の宮家参上は前年「十二月二十五日宮の御仏名」の夜に一夜参上したのが最後であるらしいことから見て、作者の結婚は長久元年の相当早い時期であつた可能性が強いと

思う。

さて、定家本勘物の「橘俊通」の項に「長久二年正月二十五日任下野守」とあるが、では俊通はいつ頃下野国へ下向したのであろうか。これを明記した資料は全く残されていないので、俊通が信濃守になつた時の下向の時期を参考にしてみたい。

定家本勘物「橘俊通」の項に、「天喜五年七月三十日任信濃守」とあり、更級日記には同年「八月十日あまり」に「門出」を行ひ、「(八月)二十七日」に下向した、と書かれている。信濃守に任命された七月三十日から数えて八月二十七日は二十八日目にしかならない。更級日記に「ほどもなく、下るべきことども急ぐに」とあるが、なるほど、国司一行の下向準備を一ヶ月弱の間に整える為には、相当「急」いだはずである。何故「急」いだのか。実は、国司下向等に関して、次の如き規定があつた。

・延喜交替式（別名「内外官交替式」）

凡外官任訖。給レ假裝束。近国二十日。中国三十日。遠国六十日。並除二行程⁽⁵⁾。（略）但長官除二裝束行程⁽¹⁾之外。百二十日為二交替限⁽¹⁾。（略）

「延喜交替式」は、延喜二十二年正月二十五日に謹奏されたもので、それ以前の「交替式」の不備を補おうとしたものであるが、右に言うところは、

およそ、地方官任命が終つたら休假を与えて裝束（下向の為の準備）をさせよ。（休假の期間は）近国は二十日間、中國は三十日間、遠国は六十日間である。これらの日数には

京都から任国までの下向期間は含めない。（略）但し、長官（國の守など）は、下向準備期間及び任国までの下向期間を除き、百二十日を新旧交替の期限とする。

という意味である。但し、「令義解」卷九「假寧令」には、「裝束假（下向準備の為の休假）」が「遠国」の場合のみ右と異なり「四十日」となっている。古く「四十日」であつたものが、それでは短期過ぎるということで、後に「六十日」に延長されたものであろう。この規定は比較的守られていたらしく、村井康彦氏は「道長時代でも、任命されるとだいたい一、二ヶ月のあいだに赴任しているようだ」と述べておられる。「信濃國」は「延喜式」卷二十二「民部上」に拠れば「中國」とされているので、俊通に与えられた「裝束假」は「三十日」であつたことになる。つまり、俊通が任命後、下向準備を急ぎ「二十八日目」に下向して行つたのは、右の規定に忠実であつたからなのである。

だが、実を言えば、この規定は必ずしも厳格に運用されていたものではなかつた。作者の父孝標が常陸介に任命されたのは「長元五年二月八日」（定家本勘物）であつたが任国へ下向したのは更級日記本文に「七月十三日」であつたと明記されている。「延喜式」前掲条に拠れば常陸は「遠国」であり、「裝束假」は「六十日」であつたはずなので、「裝束假」を遙かに超えて在京していたことになるが、別段咎められた形跡はない。それどころか、孝標は下向に先立つて「加階」をしてもらつている事が、

『小記目録』第十八「受領事」の項に「同年（長元五年）七月

十一日、常陸守孝標、申加階慶、奏赴任由事」とあるによつて知られる。右の条の次には「同年同月十七日、豊後守棟隆、逃隠、不下向事」とある。遠国への下向を嫌つて逃げ隠れる輩がいたわけであり、そのような輩に比べれば、遠国へ六十歳の老齢でありますながら実際に下向する孝標は殊勝であるというので加階されたのであらう。遠国に赴任する事を理由に加階されたり賞されたりしている例がこの「受領事」の項に他に三つほど載つている。

だから、実際に任国へ下向しさえすれば、必ずしも「装束假」の期間内に任国へ下向せずともよかつたのであらう。又、信濃国は、作者が「秋になりて待ちいでたるようなれど、思ひしにはあらず、いと本意なくくちをし」と言つてゐるところを見ると、都人の評価は高くない國であつたらしい。しかし、それに拘らず、俊通は信濃守に任命されるや「下るべきことども急」ぎ、「装束假」の期間内にきちんと下向していったのであり、ここに我々は、受領といふ職に対する俊通の相当積極的な姿勢を認めてよいのではないかと思う。

このような俊通であつてみれば、下野守に任命された際も「装束假」の期間内に下向した可能性は強い。下野国は『延喜式』前引条に拠れば「遠国」であり、「装束假」は「六十日」である。前述の如く、彼が下野守に任命されたのは、「長久二年正月二十五日」であったので、この日から六十日つまり同年三月二十五日頃までには恐らく任国へ向かつて京都を出発していしたものと

思われる。この時、作者が下野国へ同行せずにずっと京都に居続けた事は更級日記により明白である。又、一旦任国へ下向した国守が任期中に上京することは、京都の近くの國の場合は比較的簡単になされているが、下野國の如く京都から極めて遠い國の場合は殆どなされなかつたらしい。孝標が常陸介の任を終えて上京した時、「東に下りし親、からうじて上りて」と更級日記に表現されているのは、任期途中では彼が一度も上京しなかつたことを如実に示していよう。ということは、夫俊通が下野国へ下向した後、任を終えて上京するまでの約四年間は、作者の懷妊の可能性は殆ど無くなる。すると、作者の懷妊の可能性を有する時期は、結婚直後から夫の下野国下向までの期間と、夫が任を終えて下野国から上京した後の期間との二つに大きく分れることになる。

今、前者の期間について、先ず検討したいと思う。彼女の結婚は、前述の如く、長久元年の相当早い時期であつたと思われるので、結婚直後の懷妊とすれば、長久元年の末に子供が生まれている可能性がある。又、夫が下野国へ下向する直前に懷妊したとしても長久二年年末には子供が生まれてゐるはずである。長久三年の四月中旬には「内の御ともにまゐ」った事が更級日記に見えてゐるが、當時、作者は「時々の客人にさしはなたれて、すづろなるやう」にて「さんべき折ふしまゐ」るという程度の軽い存在であつたといふのであるから、もし長久三年に入つてから彼女が出産をしていたとすれば、出産後あまり月日

を経過していない作者の所に、宮家から「内の御とも」をせよとのお召しがかかるとも思われず、この点から見ても、長久三年に入つてからの出産は殆ど考えられないことになる。

つまり、犬養廉・堀内秀晃・秋山慶の各氏は長久二・三年に彼女が出産していると考えられたのであるが、実は長久三年の出産の可能性は殆どなく、長久元年末から長久二年末にかけてならば、彼女の出産の可能性は一応あるということである。だが、そうすると、天喜五年現在では子供は十七・八歳になつてしまい、その子を含めた我が子達を「をさなき人々」と作者が表現している事が問題になつてくる。作者は「身の病いとおもくなりて」「長らぶべき心地もせぬままに」我が子達が「まだ「をさなき」ことを気に病んで「臥しき起思ひ歎」いているというのであるから、この「をさなき」という語の持つ意味は重い。当時、十七・八歳という年令は「をさなし」と表現されるべき年令であったのであろうか。次の例を見よう。

・栄花物語 卷第二「花山たづぬる中納言」

今のみかどの御年などもおとなびさせ給ひ、御心撻もいみじう色におはしまして、いつしかとさべき人々の御女どもをけしきだちの給はす。¹⁰⁰⁾

「今のみかど」とは花山天皇のことであり、右の記事は永観二年のことを語つてるので「御年」は十七歳である。つまり、十七歳は既に「大人び」年令なのであるが、これは栄花物語だけの見方ではなく、実は、更級日記でも同様な見方がなされ

ているのである。孝標が常陸介に任命されて嘆いている記事のすぐ前に置かれている述懐部分に次のようにある。

かやうに、そこはかなきことを思ひつづくるを役にて、物語でをわづかにしても、はかばかしく、人のやうならむとも念ぜられず、このころの世の人は十七八よりこそ経よみ、おこなひもすれ、さることと思ひかけられず。

「経よみ、おこなひもす」るという行為は分別を備えた大人の行為であろうが、作者はその行為の開始時期を「十七八よりこそ」と具体的な数字を挙げ且つその年令を「こそ」という係助詞で強調しつつ示すのであり、「十七八」とは作者にとって「大人」の年令であつたと思われるのである。又、作者は「をさなし」という言葉を、十三歳の時の自分に対して、二度用いている。いづれも東海道上京の記の中で用いられており、一度目は「まつさとのわたり」で見送りの人々と別れる場面において、
(略)行き別れるほど、行くも止まるも、みな泣きなどす。
をさなき心地にもあはれに見ゆ。

と用いており、二度目は足柄山で「遊女三人」が皆の前で芸を披露した後、山中へ去つて行く場面で、

(略)さばかり恐ろしげなる山中にたちて行くを、人々飽かず思ひてみな泣くを、をさなき心地には、ましてこのやどりを立たむことさへ飽かずおぼゆ。

と用いている。「をさなき心地」と作者は言うが、上京後ますます物語に熱中し、物語と現実を混同したりする作者の幼い精神

状態は十三歳頃と大して変わっていないと思うのだが、十四歳以後の自分に対しても「をさなし」という表現を決して用いないところを見ると、彼女は或る程度年令面との関連を持たせて「をさなし」という語を用いているらしく思われる。

このように考えると、既に十七・八歳に達した子供を含めた我が子を、作者が「をさなき人々」と表現してしまうこととはあり得ないよう思う。

又、更級日記の本文を読んでも、長久元年初め頃に「親たち」によつて「籠めすゑ」られたと語る部分から、翌々年四月に「内の御ともにまゐ」つたと語る部分まで、つまり、俊通の下向前に作者が懷妊していたとすれば、この間に出産が行われたということになるはずだが、この間に作者の出産を感じさせる記述は全くない。作者がこの部分で専ら語つているのは、結婚後も「時々の客人」としての宮仕えは継続していた、という趣旨だけである。もし、出産すれば、出産の前後の相当長い期間、いかに短くても産前産後の半年程度の宮仕え中断は避けられないはずであろうが、そのように宮仕えが不可能になつた期間があつたような筆致は全くなく、事実はむしろ逆である。結婚後「何となくまぎらはしきに」と言つているが、懷妊・出産となれば女性にとっての大仕事であり、「何となく」という表現で済まされるとは思われないし、結婚後も宮家から「絶えず召しなど」があつたというのも結婚後の作者が依然として出仕可能な状態であつたからこそ「お召し」であつたのであろう。又、

「若き人（姉の遺児）」の出仕に「引かれて、をりをりさしいづる」ようになったという表現や「時々の客人にさしはなたれて、すずろなるやうなれど」それでも「さんべき折ふしまる」ついたという表現を見ると、彼女はいつでも宮仕え可能な状態にあつたようと思われ、それが「時々の客人」となつたのは宮家によつて「さしはなたれ」た結果である、ということになりそうである。

以上、色々と考へてきたが、結局のところ、夫俊通の下野下向前に作者が懷妊していた可能性は、殆ど無さそうである。とすれば、作者が第一子を懷妊したのは夫が下野国から京へ帰任した後になりそ�であるが、では、夫の帰任はいつなのであるか。次に、その点を考へてみたい。

四

俊通が下野国から帰任した時期を直接示す資料はない。孝標が上総国から帰任した時の例を参考にする。

定家本勘物の「孝標」の項に、「寛仁元年正月二十四日任上総介四十五五年正月得替四十九」とあるが、実際には作者十三歳の年つまり寛仁四年の九月三日に上京の為の「門出」をし、九月十七日早朝任地を出発して、同年「師走の二日」には京に帰着している。即ち、「五年正月」の「得替」（新旧国司の交替）を待たずに任期中に上京してしまつたわけである。本来、国司交替は後任国司が決定し任国へ到着した後に、任国において、前

任国司が種々の「公文」を後任国司にひき渡し、後任国司は「公文」に記載された官物の数量と實際に在る官物の数量とを比較し現物に不足のないことを確認した上で、前任国司に「解由状」を与え、前任国司はこの「解由状」を持参して上京する、という形で行われるはずである。⁽¹¹⁾ だが、孝標は任国でなすべき新旧国司の交替を京都でおこなつてのことになる。京都でも「公文」類のひき渡しや「解由状」の交付などは可能であるが、「公文」記載の官物と現物との照合という肝心の作業が不可能となり、新旧国司の引き継ぎ手続きは多分に形式的なものになつてしまふ。

だが、當時既に国司交替の形式化は相当進行していたようであり、『小右記』⁽¹²⁾ 万寿二年三月二十一日条に拠れば、伯耆守藤原範永が前任国司の藤原資頼に対し、「為レ表ニ懇志」、未^ニ着任「前」に「白紙解由」を渡してしまうという事件まで発生するに至っている。これを知った実資は白紙の解由状を資頼の許から範永の許へ返却させようとしたのだが、結局、返却させることを断念したことが同二十三日条によつて知られる。

だが、それでも、孝標は、何故、任期四年目の十二月二日を京都帰着の日として選んでいるのであろうか。『小右記』の次の記事に注目したい。

・ 小右記長元四年九月十八日条

權僧正（尋圓）被立過、於堂對面、甲斐守賴信蜜々申上云、
（尋圓は、甲斐守賴信が明年美濃守になることを望んでい

る由を実資に伝え）、又云、年中可罷上歟、又云、明年可參上歟、嚴寒之比、信乃坂可難堪、正月之間往還不用、為之如何者、余云、正月除目若被召遷他國、其後心閑參上、不叶道理歟、年中營上似為所望乎、僧正甘心。（略）

明年美濃守になることを望んでいる賴信が、尋圓を介して、甲斐国からの上京時期を「年中」にすべきか「明年」にすべきか問うて来たのであるが、それに対し、実資は、「正月除目でもし他の國へ召し遷された場合、除目の後でのんびり上京するといふのは道理に叶つてない。年内に上京するのこそ、正月除目に対し希望を抱いている人の行動と見受けられる」と答え、

年内の上京を勧めている。甲斐守が年内に上京してしまえば、新旧国司の交替は京都で行うことになり、国司交替は当然形式的なものにならうが、あの口うるさい実資がその点を全く問題にせず、かえつて、新任国司の下向を任国で待たずに年内に上京してしまう国司の方を「似為所望乎」と高く評価している点は見過ごせない。実資の如き政治の中核に係わり続けている人物の發言であるだけに一層意味が重い。

孝標が上総介の任を完全には終えていない段階において、年内上京を実行しているのは、恐らくこのような考え方方に沿うものであつただろう。つまり、孝標は明年的正月除目に「所望」を為して、年内上京をしたわけであり、京帰着後、当然有力貴族達に対して猶官運動もそれなりに展開したのであろうと思われ、その為の時間を確保すべく、年末ぎりぎりではなく十二月

二日京へ帰着しているのであろう。

なるほど、孝標は、後に、常陸介になつて下向した時、任命されたから五年目にあたる長元九年の秋に帰京している。このよう⁽¹⁴⁾に帰京が遅れた理由は種々あつたのであろうが、帰京直後⁽¹⁵⁾に作者に対して「我はかくて閉ぢこもりぬべきぞ」と政界引退を表明していることで知られる如く、彼には既に、新たに受領になるつもりなどなかつたことが大きな原因であつたのではないかと思う。

だが、俊通が下野守になつたのは「四十」歳（定家本勘物）であり、これからが男盛りの年令であった。天喜五年五十六歳の時にすら、信濃守として下向する時に、受領の職に対する積極姿勢を見せていること（前述）を考えれば、四十歳代で政界引退など考えているはずではなく、彼は、義父孝標が上総介当時にしたのと同様に、下野守の任期四年目つまり寛徳元年の十二月初めまでは恐らく京に帰着して、「明年除目」に「所望」を為して、有力貴族に対して猶官運動をそれなりに展開した可能性が強い。寛徳元年頃は、受領の年内上京を高く評価した実資が八十八歳の高齢ながら右大臣として、関白左大臣藤原頼通に⁽¹⁶⁾つぐ臣下第二番目の地位を占めていた頃でもあつた。

五

さて、作者は寛徳二年「霜月の二十日あまり」に、「ふたばの人をも思ふさまにかしづきおほしたて」ことなどを祈願内容

として石山詣でに出発したのであるから、第一子は遅くともこの段階では生まれていたはずである。出産後二ヶ月もたてば母親が物詣でにでかけることは可能となるので、第一子は九月下旬ころまでに生まれていればよい。その為には、この年は五月に閏月があつたので、一月の末までに懷妊していればよいことになるが、前述の如く、俊通は前年寛徳元年の十二月初めには既に京都に帰着していた可能性が強いで、作者が寛徳二年の一月末までに子供を懷妊している可能性は充分ある。私は、前に、下野国のように京都から遠く離れた国の国守の場合には任期の途中で帰京することなど滅多に無いらしい、と述べたが、実は、寛徳元年「春ごろ」以降同年「十月」までの間に義父孝標が七十二歳で死去しているらしいので、俊通は任期中であつても孝標の葬儀等の為に上京し一定期間在京していた可能性もある。もし、そなれば、作者の懷妊する機会は増えたであろうが、いづれにしても出産は寛徳二年のうちのことであつただろう。

このように、作者が第一子を出産したのが寛徳二年のうちの九月末頃までのことを考慮すると、更級日記の内容上理解しやすい点がいくつか出てくる。

先ず、作者は俊通との結婚後も、一人の「女」として源資通に憧れ、長久三年十月、長久四年七月、長久五年春と三度にわたる資通との交渉を、殆ど片思的的な状態においてまで大切に胸に抱きしめるなど、「男」に対する「女」としての姿勢を濃厚

に打ち出していたのに、資通との交渉の次に記される寛徳二年

「霜月の二十日あまり」の石山詣での記事では、「今はひとへに、豊かなるいきほひになりて、ふたばの人をも思ふさまにかしづきおほしたて、わが身もみ倉の山に積み余るばかりにて、後の世までのことをも思はむ」という順で祈願内容を示し、「わが身」よりも「ふたばの人」のことを優先的に祈るという「母親」としての姿勢を突然示し始めるのであるが、これも、作者が資通に「女」として憧れていた時には彼女には子供がなかつたが、

石山詣での段階では既に第一子を出産し「母親」となつていたことからくる彼女の姿勢の変化であると考えれば理解できる。又、この石山詣では、作者が「今は、昔のよしなし心もくやし

かりけりとのみ、思ひしりはて」た結果、猛然と開始した物詣での最初のものであるのだが、彼女は何故この時期に「よしなし心もくやしかりけりとのみ、思ひしりはて」得ているのかという点について、この前年に生じた父孝標の死との関連を最近指摘したのであるが、同時に、作者が今年第一子を出産して「女」から「母」への脱皮を既に成していたことも父の死と同様「よしなし心」否定の大きな原因をなしているらしいことも見えてくる。「母」となれば、心は現実的にならざるを得ない。「よしなし心」を否定しての最初の物詣での様子を描写するに先立つて、「親のものへゐてまゐりなどせでやみにしも、もどかしく」と父親の死に言及し、同時に又、「わが身」よりも我が子「ふたばの人」のことを優先させて祈る「母親」としての姿勢をも顯

著に示しているのは、この間の事情を裏書きするものであろうと思う。

又、作者は、俊通との結婚後、宮仕え再開への経緯を述べる所で、「さすがに若い人（姉の遺児）に引かれて（宮家へ）をりさしいづる」ことになったという程に、姉の遺児のことを気遣つてやつているのに、我が子のことの一言も言及しようとはしないのは、当時まだ我が子が生まれていなかつたからであろうし、又、それほど気遣つてやつていたはずの姉の遺児の事をそれ以後は全く口にしなくなつてしまつたのも、寛徳二年我が子が生まれて後は自然に我が子の方に关心が集中してしまつた結果であろうと判断されるのである。

こうしてみると、作者の第一子出産を寛徳二年のうちの九月末頃までのことと考えて大過ないようと思われる。

さて、前に、作者は第二子出産を寛徳二年の翌年の永承元年八月頃までには終えていたであろうと述べたが、すると第一子出産の後間もなく第二子を懷妊したことになる。作者の姉や作
者には乳母がつけられていた事が更級日記から明らかであり、恐らく、作者の子供にも乳母がつけられていたと思われる所以で、作者が授乳していたわけではないであろうから、出産後間もない懷妊もあり得たのであろう。ともかく、作者が第一子を出産した時彼女は既に三十八歳であり、年令的に見ても子供の出産を急がねばならなかつたはずである。

の性別も特定はできない。

さて、天喜五年八月二十七日に夫俊通が信濃守として子供の仲俊を連れて任国へ下向した後、作者は、「(夫の留守中の)今は、いかでこの若き人々おとなびさせむと思ふよりほかの事なきに云々」と述べているが、「この若き人々」の「この」はやはり「手許に残されたこの」の意味と思われる所以で、下向した仲俊の他に、複数の子供がいたと考えるべきであろう。下向場面で、「をとこなるは添ひて下る」とあつたので、「この若き人々」というのは当然全て女性ということになろう。つまり仲俊を含めれば合計三人以上の実子がいたことになるが作者の出産年令の高さを思うとあまり多くの実子は想定しにくいので、恐らく実子は全部で三人と考えてよいのである。男一人に女二人である。だが第三子がいつ頃生まれたかについては、特定し難い。

作者の出産年令の高さからみて、第二子誕生後二・三年以内かとも思うのだけれども、証拠が見当らない。

又、俊通に同行して信濃へ下向した仲俊が何番目の実子であつたかも、私には現在のところ、わからない。この天喜五年現在で、第一子は十三歳、第二子は十二歳であるが、昔作者が父孝標に同行して上総国へ下向したのが十歳の時であつたことを考えれば、仲俊が第三子であった可能性すらある。仲俊は狩衣装束を身につけて下向したが、狩衣装束は成人前の子供でも着用するらしい。⁽¹⁾だから結局、第一子、第二子、第三子の各々

なお、俊通が信濃下向に先立つて「門出」した先は、「むすめなる人のあたらしくわたりたる所」とされているが、通説の如くにこの「むすめなる人」が結婚に伴つて新居へ移住していると考えてしまつてよいのかどうか若干不安に思うので、この「むすめなる人」が作者の実子であるか否かという問題については、今は判断を控えたい。

結

以上、孝標女の子供達の出生時期を中心にして考察を試みた。推論の過程において思ぬ過誤があるかも知れぬ。大方の御批正を乞う次第である。

注(1) 犬養廉氏校注、日本古典文学全集『更級日記』(小学館 昭46・6) 357頁。

(2) 堀内秀晃氏校注、校注古典叢書『更級日記』(明治書院 昭52・3) 90頁。

(3) 秋山虔氏校注、新潮日本古典集成『更級日記』(新潮社 昭55・7) 105頁。

(4) 石川徹氏著『古代小説史稿』(刀江書院 昭33・5) 第九章 菅原孝標女の結婚について 参照。

(5) 新訂増補国史大系『交替式・弘仁式・延喜式前編』(吉川

- (6) 新訂増補国史大系『令義解』(吉川弘文館 昭44・3) 289
 頁。
- (7) 村井康彦氏著、講談社現代新書『律令制の虚実』(講談社
 昭51・3) 174頁。
- (8) 新訂増補国史大系『延喜式中編』559～578頁。
- (9) 大日本古記録『小右記 十』(岩波書店 昭57・3) 100～102
 頁。
- (10) 松村博司氏著『栄花物語全注釈 一』(角川書店 昭44・
 8) 267頁。
- (11) 阿部猛氏著、教育社歴史新書『摂関政治』(教育社 昭52・
 10) 第四章「受領」の項参照。
- (12) 『小右記』の本文は大日本古記録本に拠る。以下同じ。
 新訂増補国史大系『公卿補任 第一編』(吉川弘文館 昭
 46・9) 295頁。
- (13) 内田正男氏編著『日本暦日原典』(雄山閣 昭50・7) 214
 頁。
- (14) 拙稿「『よしなし心』の終焉と孝標の死」(『松村博司先生
 喜寿記念国語国文学論集』右文書院 昭61・11 所収)
 参照。
- (15) 河鶴実英編『有職故実図鑑』(東京堂出版 昭46・3) 114
 頁。
- (16) ※なお、更級日記の本文は、西下経一氏校注・岩波文庫『更級
 日記』(昭55・5)に拠ったが、表記等を私に改めたところが
 参照。

ある。又、定家の傍注及び勘物については、橋本不美男氏
 編『御物更級日記 藤原定家筆』(笠間書院 昭46・4)に拠つ
 て引用した。